

改正

平成28年3月23日条例第3号

奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表

の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものと見なす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものと見なす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長及び教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成28年3月23日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

| 機関 | 事務 |
|----|----|
|----|----|

| | |
|------|---|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。次表及び別表第3において「厚生省社会局長通知」という。）に基づき生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第93号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 奄美市子どもの医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第92号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成18年奄美市条例第101号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務（以下「自立支援給付支給等事務」という。）に準じて実施する奄美市心身障害児療育旅費助成要綱（平成18年奄美市告示第38号）による心身障害児の療育を目的とした旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅重度心身障害児・者等介護人手当支給要綱（平成18年奄美市告示第37号）による重度心身障害児・者等の福祉の増進を目的とした介護している者への介護人手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱（平成21年奄美市告示第47号）による在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を目的とした酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの |

| | |
|-------|---|
| 8 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市移動支援事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の6）による屋外での移動が困難な障害者又は障害児の地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とした移動に係る利用料の負担軽減を図る奄美市移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市日中一時支援事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の7）による障害者又は障害児の家族の就労支援及び日常介護している家族の負担軽減を目的とした施設の利用料の負担軽減を図る奄美市日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の4）による身体障害者の福祉の増進を目的とした訪問入浴サービスに係る利用料の負担軽減を図る奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱（平成18年奄美市告示第137号の2）による身体障害者の社会経済活動の促進及び福祉の向上を目的とした身体障害者の自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害者自らが使用し、又は運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 12 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年奄美市告示第165号の10）による日常生活を営むのに支障がある重度障害者等の福祉の増進を目的とした日常生活用具の給付又は貸与を行う奄美市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2（第4条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 市長 | 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費, 自立支度金, 一時金, 一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| 2 市長 | <p>奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって</p> | <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | 規則で定めるもの | 号) 第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 奄美市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市心身障害児療育旅費助成要綱による心身障害児の療育を目的とした旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅重度心身障害児・者等介護人手当支給要綱による重度心身障害児・者等の福祉の増進を目的とした介護している者への介護人手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱による在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を目的とした酸素濃縮器の使用にかかる電気料 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|--|---|
| | 金の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 8 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市移動支援事業実施要綱による屋外での移動が困難な障害者又は障害児の地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とした移動に係る利用料の負担軽減を図る奄美市移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市日中一時支援事業実施要綱による障害者又は障害児の家族の就労支援及び日常介護している家族の負担軽減を目的とした施設の利用料の負担軽減を図る奄美市日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱による身体障害者の福祉の増進を目的とした訪問入浴サービスに係る利用料の負担軽減を図る奄美市身体障害者訪問入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱に | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|---|----------------------|
| | よる身体障害者の社会経済活動の促進及び福祉の向上を目的とした身体障害者の自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害者自らが使用し、又は運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する奄美市身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 12 市長 | 自立支援給付支給等事務に準じて実施する奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付又は貸与を行う奄美市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | を営むのに支障がある重度障害者等の福祉の増進を目的とした日常生活用具の給付又は貸与を行う奄美市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係）

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|---------|--|--------|--------------------------------------|
| 1 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規 | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規 |

| | 則で定めるもの | | 則で定めるもの |
|------|---|-------|---|
| 3 市長 | 厚生省社会局長通知に基づき生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |